

令和7年度大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理者評価票

※評価は、S～Cの4段階とし、Aを標準とする。

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価		施設管理者の評価		評価委員会の指摘・提言
			評価 S～C		評価 S～C	
1 施設の設置目的 及び 管理運営方針	<p>(1) 施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか。</p> <p>大阪府下の障がい者の相談支援・意思疎通支援・難聴児の早期支援など地域生活支援事業を含む総合的な支援を実施する施設として、府内の障がい者のより豊かな生活の実現に資する運営ができていますか。</p>					
	<p>(2) 指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や専門性・連携体制が確保された組織体制運営等を適正に行っているか。</p> <p>① 事業計画のとおり利用時間等で運営しているか。</p> <p>② 会議室の利用料金については、「大阪府社会福祉施設設置条例」第11条別表第三に基づいて適正に徴収しているか。</p> <p>③ 会議室の利用料金の減免については、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター管理規則」第11条に基づいて適正に減額または免除しているか。</p> <p>④ 利用の承認及びその取消し、その他の利用に関する権限が適切に行使されているか。</p> <p>⑤ 障がいに関するさまざまなニーズの相談や支援等に対応できるよう専門性を確保しているか。</p> <p>⑥ 関係機関との連携体制を確保しているか。</p>					

	<p>(3) 果たすべき責務及び関係法令を遵守しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係法令、条例の規定を遵守しているか。</li> <li>② 事業計画書等を適切に提出しているか。</li> <li>③ 事業報告書等を適切に提出しているか。</li> <li>④ 業務や経理に関する資料や報告書を府に提出しているか。</li> <li>⑤ 個人情報の取り扱いは、適切に行われているか。</li> <li>⑥ 情報公開への対応は、適切に行われているか。</li> <li>⑦ 労働関係法令を遵守しているか。</li> <li>⑧ 公正採用に対応しているか。</li> <li>⑨ 人権研修を実施しているか。</li> <li>⑩ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制を確立しているか。</li> <li>⑪ 府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取り組みが行われているか。</li> <li>⑫ 第三者への委託は適切に行われているか。</li> <li>⑬ 備品管理は適切に行われているか。</li> <li>⑭ 必要な保険に加入しているか。</li> </ul>			
<p>2 平等な利用を図るための 具体的手法・効果</p>	<p>(1) 障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか。</p>			

3 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法・効果	(1) 利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが整備され、機能しているか。			
4 利用者への安全配慮、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	(1) 施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか。  〈確認する項目〉 ① 電気及び機械設備運転、保守管理業務 ② 警備保安業務 ③ 清掃業務 ④ 樹木・植栽の管理 ⑤ 防火管理業務 ⑥ 駐車場管理 ⑦ その他施設の良好な維持管理に必要な業務等			
	(2) 利用者の安全対策は万全か。  自然災害やその他の緊急事態の対応について、運営事業体共通の体制やマニュアルの整備がなされているか。			
5 府施策との整合	(1) 行政の福祉化などの取組みを行っているか。			
6 安定的な運営が可能となる人的能力	(1) 職員体制は十分か。  身体障害者福祉法に基づく視聴覚障がい者情報提供施設としての機能を確保するために、国の基準を満たす職員配置をしているか。			
	(2) 職員の採用、確保の方策は適切か。			

	(3) 職員の指導育成や研修体制は十分か。				
7 安定的な運営が可能となる 財政的基盤	(1) 法人の経営状況				

令和7年度評価

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の4段階評価とする。

S：(計画、マニュアル等を上回る優良な実施状況)

A：(計画、マニュアル等どおりの良好な実施状況)

B：(計画、マニュアル等どおりではないが、ほぼ良好な実施状況)

C：(改善を要する実施状況)

※評価する「項目」については1～7の大項目で評価すること。

カッコ書きの小項目単位ごとに評価し、それらを総合的に考慮の上、最終的には1～7の大項目単位ごとにS～Cで評価すること。

②年度評価は、次の4段階評価とする。

S：(項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。) A：(項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。) B：(S・A・C以外)

C：(項目ごとの評価のうちCが2割以上。又はCが2割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合)

③総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

I：(評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。) II：(評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。) III：(I・II・IV以外)

IV：(評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。)

④総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に「減点措置」を講じる。

減点措置として、次回の指定管理者選定時における当該事業者採点評価にかかる「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じることとする。

なお、減点措置の対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について個々に減点措置を適用する。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用する。

令和7年度評価	
---------	--

総合評価 (R10) 最終評価 (R11)	
--------------------------	--